

関係各位

ロシア連邦に対する輸入禁止措置に伴う対応について

今般、以下のとおり輸入公表の一部が改正されましたのでお知らせいたします。

1. 改正の内容

ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入禁止措置について、対象となる重量の閾値を変更（変更前：1カラット、変更後：0.5カラット）。

2. 施行日

令和6年10月2日（水）

※ 経過措置として告示の施行前に輸入に係る契約を行い、その契約に基づいて行う輸入貨物については、施行の日から起算して3ヶ月の間（令和6年10月2日から令和7年1月1日まで）は輸入承認対象（輸入禁止）とはなりません。

◇詳細については、以下の経済産業省ホームページをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

◇不正輸入の懸念等、お気付きの点は問合わせ先まで情報提供をよろしく願いいたします。

【問合せ先】

東京税関業務部

通関総括第1部門（手続関係）

電話：03-3599-6337

通関総括第2部門（輸入貿易管理令関係）

電話：03-3599-6338